

浜松市教育センター長期研修員派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育の在り方や教育実践上の課題等について、教育の本質に基づいて広い視野から考察し、教員としての資質の向上及び見識の涵養に努め、併せて学校及び地域の教育を推進する実践力を養うため、浜松市教育センター（以下「教育センター」という。）に長期間派遣される教員（以下「研修員」という。）の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の派遣)

第2条 浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育センターにおける長期研修に従事させるため、教員（臨時又は非常勤の者を除く。）を派遣することができる。

2 研修員は、浜松市立の小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）に勤務する教諭で、かつ、校長の推薦を得た者の中から委員会が決定する。

3 派遣は、職の名称、派遣期間等を明記した委員会の辞令書の交付をもって行う。

(身分)

第3条 研修員は、派遣前の小・中学校に在籍するものとし、派遣期間中は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定による長期研修のための出張とする。

(勤務時間等)

第4条 研修員の勤務時間及び服務は、教育センターの職員の例によるものとする。

2 研修員の年次有給休暇は、教育センター所長（以下「所長」という。）に請求するものとする。

3 研修員の特別休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の願いは所長に提出し、所長は確認の上研修員の所属校に送付し、所属校の校長（以下「校長」という。）が所定の手続を行う。

4 研修員は、教育センターの出勤簿に押印するものとし、当該研修員の在籍校における出勤簿には派遣期間中は出張と表示するものとする。

(分限及び懲戒)

第5条 研修員の分限及び懲戒は、職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年静岡県条例第34号）等の規定に基づき、委員会が行う。

(給与等)

第6条 研修員の給与は、所属校において支給する。

2 研修員の通勤手当は、通勤手当に関する規則（昭和33年静岡県人事委員会規則7-34）に基づき支給するものとする。この場合において、勤務公署は教育センターとす

る。

3 研修員は、通勤届を所長に提出し、所長は確認の上所属校に送付し、校長が通勤手当を認定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、教育センターに長期間派遣される教員の処遇等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。